

名古屋市告示第492号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく拡散防止管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の4第2項の規定に基づき、令和7年名古屋市告示第112号により指定した拡散防止管理区域の一部を解除します。

令和7年10月2日

名古屋市長 広 沢 一 郎

- 1 指定を解除する区域
名古屋市南区平子二丁目2501番の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
ベンゼン（土壌溶出量基準）
- 3 当該拡散防止管理区域において講じられた汚染の拡散の防止等の措置
土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課